

浜松市政策法務主任に関する要綱

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 政策法務主任（第2条 - 第4条）
- 第3章 雑則（第5条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、日常業務の複雑多様化、政令指定都市への移行による権限の拡大等に伴い、これまで以上に各課の所管事務について、法的見地から十分に検討を加えることが必要であることに鑑み、主体的な立法、法令解釈により適正な業務執行を図るとともに市民等との紛争を未然に防止するなど、政策法務を推進するため、各部及び各区役所に設置する政策法務主任について必要な事項を定める。

第2章 政策法務主任

（政策法務主任の設置）

第2条 市長事務部局の部、危機管理課、会計課及び各区役所に政策法務主任を置く。ただし、市長事務部局の部、危機管理課、会計課及び各区役所の長は、当該部局に政策法務主任を置かないことができる。

2 消防局、上下水道部、教育委員会学校教育部、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、農業委員会事務局及び議会事務局（以下これら及び前項の市長事務部局の部から各区役所までを「部等」という。）に政策法務主任を置くことができる。

3 政策法務主任は、部等の職員で政策法務に関する高度な知識を有するもの又は高度な知識を得ようとする意欲のあるもののうちから、当該部等の長（危機管理課にあっては危機管理監、会計課にあっては会計管理者。次項において同じ。）が指名する。

4 部等の長は、前項の規定により政策法務主任を指名したときは、その者の職、氏名等を政策法務課長に報告しなければならない。政策法務主任を変更したときも、同様とする。

5 政策法務主任は、当該所属する部等に変更が生じた場合においても引き続きその身分を有する。この場合において、第3項及び前項前段の規定は適用しない。

（政策法務主任の所掌事務）

第3条 政策法務主任は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 部等における条例、規則等の制定改廃案の作成の助言に関すること。
- (2) 部等における行政不服申立て、訴訟等の争訟に関すること。
- (3) その他部等における事務事業の執行に係る法的検討に関すること。

(4) 前3号に掲げる事務に係る政策法務課との連絡調整に関すること。

(研修の実施)

第4条 政策法務課長は、政策法務主任が前条に規定する事務を行うため必要な知識等を習得させるため、政策法務主任に条例、規則等の立案、法令解釈その他政策法務に係る研修を実施するものとする。

第3章 雑則

(細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、政策法務主任の選任等について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 浜松市法的紛争予防・処理調整会議に関する要綱(平成14年5月27日施行)は、廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年7月1日から施行する。
- 2 浜松市法務調整会議に関する要綱(平成19年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。